

ラフル社メンタルヘルス研修への「労災使用者賠償保険」セット提供開始

2018年10月1日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）と株式会社ラフル（社長：結城 啓太 以下ラフル）は、当社の「労災総合保険使用者賠償責任」をセットしたメンタルヘルス研修の提供を9月から開始しました。

1. 背景

昨今、従業員が健康で働き続けられる「健康経営」^{※1}を目指し、多くの企業がその環境作りに取り組んでいます。一方で、精神障害による労災請求件数は年々増加しており、平成29年度においては対前年度で9%増加（+146件）の1,732件^{※2}にのぼるなど、企業にとって従業員向けのメンタルヘルス対策は重要な課題となっています。

ラフル社は日本で唯一、「内閣府認可一般財団法人 職業技能振興会」から認定を受けたメンタルヘルス研修を、約3,000社の企業に対して実施しています。企業のメンタルヘルス対策がより一層進むよう、今般、ラフル社のメンタルヘルス研修に当社の「使用者賠償保険」をセットしてご提供することとなりました。

※1 「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です

※2 参照元：厚生労働省より平成29年度「過労死等の労災補償状況」(https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/H29_no2.pdf)

2. 労災総合保険使用者賠償（ラフル社メンタルヘルス研修）について

労災総合保険使用者賠償は、従業員が政府労災の対象となる身体障害を被り、企業が法律上の損害賠償責任を負い所定の条件を満たした場合に、保険金をお支払するものです。

今回は、「精神障害に起因する身体障害に限定して補償する使用者賠償」を新たに設計し、ラフル社メンタルヘルス研修を受講した企業に対してご提供します。

保険種類	労災総合保険（使用者賠償責任条項） 使用者賠償責任条項の適用範囲に関する特約（ラフル用）
支払限度額	1名、1災害につき 賠償損害1億円
保険が適用される期間	ラフル社メンタルヘルス研修受講後1年間 ^{※3}
保険適用例	研修受講企業の従業員が精神疾患で労災認定となった。その後、従業員もしくは遺族から損害賠償請求がなされ、企業が損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

※3 受講修了証発行より1年間

【ご参考】ラフル社の概要

会社名：株式会社ラフル

本社所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-9-5 日進ビル7F

TEL：03-5643-3707

ホームページ：<http://www.lafool.co.jp/>

メンタルヘルスケアに特化した事業を展開し、メンタルヘルス研修・ストレスチェックシステムを、約3,000社に提供。働く人すべてが笑顔で自分らしく働くことのできる世の中を目指して、メンタルヘルスAI解析プラットフォームを開発・構築

以上

当社は、社会との共通価値を創造し、目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）を道しるべとし、地域の皆さまに貢献する活動を行ってまいります。



主に貢献しているSDGs目標

